

平成29年11月理事会 議事録

平成29年11月28日午後8時0分、ハングアウトを利用したビデオ会議において、下記の通り、理事5名（総理事数5名）および監事出席のもとに理事会を開催し、下記議案につき審議等の上、午後10時18分に散会した。

出席理事	西野 明樹	(代表) (議長兼議事録作成者)
	倉嶋 麻理奈	(副代表)
	米田 未那	
	上田 直志	
	小林 理跳	
監事	伊藤 タカ	

報告事項

1) 研修講師派遣事業について

西野代表から次のように報告された。以下に関して講師を務めた西野が立て替え払いしている交通費は法人に請求せず、法人に寄付します。講師を務めた個人に法人から支払われる謝礼についても同様に辞退し、すべて法人の収益とすることに同意します。

平成29年07月02日、石川県臨床心理士会スクールカウンセラー委員会

「性同一性障害について」

平成29年10月17日、埼玉大学大学院

「性別違和を有する児童生徒への合理的配慮と対応例」

平成29年11月05日、北東北支部講演会「性同一性障害について」

平成29年11月25日、弘前大学ヒューマンライブラリー

「性同一性障害／性別違和と共に生きる—私たちの苦悩と願い—」

平成29年12月02日、糸魚川市（新潟県）人権講演会

「性同一性障害／性別違和と共に生きる—当事者そして支援者の立場から—」

平成 29 年 12 月 14 日、北区（東京都）学校保健会研修会

「学校の中の性別違和感を持つ子ども」

2) 性別適合手術の公的医療保健適用について

西野代表から次のように報告された。

来年度から性別適合手術が新たに公的医療保険の適用対象とする方向で検討に入った。まだ報道されていない情報だが、報道各社から事務局に問い合わせ等があったため、第一報として理事会内で共有する。理事らにも適宜対応してもらいたいので心づもり願いたい。

第 1 号議案 西野の代表辞任の必要性に関する件

議長に求められ、西野代表は、①代表に就任して数ヶ月経つが、未だ内部統制を図ることができていないこと、②整っていなかった法人体制や事務管理などの適正化を図るべく務めているが、組織としてのコンプライアンス徹底や組織的な連絡報告の重要性になかなか理解を得られていないこと、③現在、理事会で審議しながら組織管理・組織体制の改革を進めているが、それを現代表の独裁と評されることが引き続いていること、④ひとつひとつの意見や反意に応答することで本来の管理業務に支障をきたしていること、⑤独裁的な運営とならないよう細心の注意を払いながらことを進めている認識ではあるが、自己評価には限界があることを説明した。続いて、もし西野が代表を辞任することで法人としての活動が前向きに展開し、当事者が定期的集える場所の保持が叶うのであれば、自ら進んで代表を退きたい意思を持っているため、率直に意見をいただきたい旨を述べた。

議長はこれについて、理事会による審議を求めた。

審議の結果、出席理事 5 名全員が、西野理事の代表続投を求めた。

監事は、現代表は小さなことでも必ず理事会の審議を経られるように、ビデオ会議システムやグループウェアを導入・運用しており、独裁的との批判は実態と解離していることを指摘した。また、現代表の体制となってから、潜在していた登記申請や税務上の不備が確実に修正、補正されており、一般社団法人として適正化が進められていることを認め、現在までに行われている改革は適法である旨を述べた。

審議のなかで、平成 30 年期会員総会に提出する監査報告に、独裁の有無に言及する項目として、（1）理事会運営の適切性、（2）法人運営における代表の独裁的権限および決定

の有無、を加えることを理事会として監事に依頼し、その場で即時承諾を得た。

第2号議案 LGBTと医療・福祉に関するフォーラムへの参加協力に関する件

議長に求められ、西野代表は、LGBTと医療・福祉に関するフォーラムが都内で平成30年内開催予定となっており、その参加協力を求める連絡来ていることを説明した。

議長は参加協力の可否について、理事会での審議を求めた。

審議の結果、性同一性障害に関する分科会の実施と運営に協力・参加することが全会一致で承認可決された。

第3号議案 平成30年定期時会員総会の日時に関する件

議長に求められ、西野代表は、平成30年定期時会員総会を、平成30年2月18日(日)午前中に実施したい旨を述べた。

議長は理事会に審議を求め、全会一致で承認可決された。場所は都内で地方からアクセスしやすい東京駅周辺とすることとなった。

第4号議案 グループウェア使用範囲の拡大に関する件

西野代表は、これまで理事監事でグループウェアを運用してきたが、使用に慣れてきたので、支部の運営管理者に使用範囲を拡大させたいこと、グループウェア利用料は人数によって増額するため、支部長(補佐)・副支部長(補佐)の役割を再確認したい旨を述べた。

審議の結果、使用範囲を支部長のみ限定した場合、支部長に非常事態が発生した際に直ちに支部運営が滞ってしまうため、支部長に副支部長を加え、これを使用範囲とすることが望ましいとの見解で全会一致し、これに必要な費用の支出を認めることが決定した。

第5号議案 平成30年定期支部体制に関する件

西野代表は、支部長などの支部運営責任者の任期は、毎年の定期時会員総会終結のときまでと本法人定款に記載されており、平成29年12月理事会にて支部体制を審議したため、

現任の役職者に支部体制の候補提出を依頼した旨を説明した。また、本法人支部運営規則には支部長補佐や副支部長補佐などの補佐役について記載がないため、補佐役の取り扱いについて改めて審議を依頼したい旨を述べた。

審議の結果、原則として支部運営管理者は支部長と副支部長の2名とすること、支部長から補佐役が不可欠との申し出があった場合にはこれを改めて理事会で審議すること、平成30年期支部体制の候補は平成29年12月理事会開始前までに提出を求め、平成29年12月理事会で審議することが全会一致で承認可決された。

第6号議案 前年までの滞納分税金を支払うために行った各支部からの仮受金に関する件

西野代表は、現在法人本部の管理費はほぼ底をついており、本年中に各支部へ返還できる見込みは皆無の状況であったが、西野代表が借受金と同額の36万円の個人寄付を行ったため、その寄付金を支部への返還に使用したい旨を述べた。

審議の結果、全会一致で承認可決された。

会員意見への返答審議：平成29年9月理事会議事録について

平成29年9月理事会議事録に記載の『各理事による平成29～30年期公約と任期中提案事項』について、会員からご意見が寄せられましたので、理事会としての見解を以下に示してご返答いたします。

〔会員意見1〕 平成29年期理事会決議事項の進捗について（戦略的に認知向上を図っていくなかで実施）、各理事による平成29～30年期公約と任期中提案事項『34、市役所へのパンフレット設置（西野）』について、違和感を感じました。理由は、市役所にのみパンフレットを設置するならこの表記で良いのですが、『市区町村役場に配架を依頼する』とするべきではないでしょうか？

回答) ご指摘ありがとうございます。西野から『市区町村役場等の行政関連施設に配架を依頼』に改めた旨を表明し、理事会からも承認を得ました。

会員意見への返答審議：平成29年期代表就任所信表明について

平成29年期代表就任所信表明について、会員からご意見が寄せられましたので、理事会としての見解を以下に示してご返答いたします。

〔会員意見2〕 会員メーリングリストに投稿された理事会への意見の配信を承認しない措置は、会員の知る権利を妨害している行為だと思います。アドレス変えて送ってもらったものを公開する選択肢を提示しない時点で、隠蔽と言われてもおかしくありません。今からでも、運営に対する意見を別のMLなどで公開する意思はありませんか。この会はなんのためにありますか、主体は誰ですか、運営ですか、会員ですか、運営と会員ですか、その辺りのことをよくお考えいただきたいと思います。

回答) 会員から寄せられた意見の公開をお求めいただいておりますが、会員メーリングリストへの投稿をお控えいただくようお願いしました際には、と同時に、意見が特定の者によって揉み潰されることなどがない公開の方法を設け、みなさまにお知らせしています。方法は以下の通りです。

理事会へのご意見やご質問、ご提案は、yakuin@gid.jp (◎は@に置き換えてください) までお送りください。

MLに投稿された場合は、その配信を承認せず、yakuin@gid.jp に転送させていただきます。

送信された内容は、理事全員と監事に送信され、直近の理事会にて返答が審議されますので、後日、理事会としての統一見解を公開する形でご返答申し上げます。

〔会員意見2〕 LGBT対応について、今まで強く拒否してきたものを代がわりして受け入れるようになったとなれば、やはり『LGBTは正解だった』と解釈されます。こちらに都合良く、うまくいきそうなところだけ連携とか、混沌とした現状考えると、現実的には難しいと思います。それでもやっていく覚悟はありなのでしょうか。

回答) 理事一同、覚悟をもって取り組んでおり、また今後もそのように取り組んで参ります。

〔会員意見3〕 前回西野代表から、以下のような返事もらった。

『“性同一性障害当事者”と名乗るのに医師の許可を得る必要はない、ということです。たとえば、交流会に参加する際、まだ医療機関にはかかったことがない方がいたとします。その方が、“(診断は受けていないけれど、)性同一性障害当事者です”などと自己紹介するのは、何ら問題がないことと思います。

ただこれは、個人の良識ある判断を前提にしています。全く当事者性を有していない方が性同一性障害当事者と名乗ることで自らの状態を意図的に詐称し 個人的利得を得ようとする場合もないとは言いきれませんが、それは防ぎようがないことですし、そのような事態が生じた際には、司法にその判断を委ねるのが適当と考えています。』

トイレを覗くことが目的で女装して入って「性同一性障害です」と言っても司法に委ねればいいのでしょ

うか。「個人の良識的な判断を前提としています」というのは如何でしょうか。問題がおきたら司法に委ねるといっておかしくないですか。本当に運営全員が本気でそのように思っているのでしょうか。

回答) 法人としてできることには限界がございます。何より、本法人は、自助的な側面も持つ一般社団法人です。各参加者が性同一性障害当事者と名乗ることの適切性を法人として評価するようなことはできませんし、またする必要もないと考えています。

ご指摘のトレイに関することは当事者と名乗るかどうかと論旨が異なると考えますが、男性が覗きをするために女装して子トイレに侵入することは、法人として改めて意思表示するまでもなく、日本においては性犯罪行為とみなされるべきものではないかと考えます。

[会員意見4] 会として今後ロビイング活動を続けていく意志やその表れはありますか。その意志があるとするなら、訴える内容はなんですか。

前代表は別団体を作り、保健適用化と GnRH アゴニスト基金作りたいと言っているようです。この会の目的は理解促進ですか、受け入れ促進ですか。

回答) 議会議員、公務員、政府、地方公共団体などに対する要望活動は今後も行って参ります。本法人の目的は、以下の通り定款に記載されていますのでご確認ください。

『当法人は、性同一性障害の当事者が、差別や偏見を受けることなく、普通にらせる社会の実現をめざし、性同一性障害の当事者と家族などの関係者に対しては、交流と精神的ケア、性同一性障害に関する正しい知識や情報の提供を行い、更に当事者に対しては生活向上支援および就業・雇用支援などを行うことによって、当事者の人権を擁護し、その生活および福祉の向上に努める。また、広く一般市民に対する性同一性障害に関する社会啓発や、政府・国会・地方自治体・諸団体等に対する働きかけを行うことによって、性同一性障害に関する正しい知識と認識の促進および性同一性障害に関する諸施策の実現をはかる。これらの活動を通して、性別や障害を有することなどによる不当な差別を防止、根絶し、男女共同参画社会などより良い社会の形成に寄与し、保健・医療・福祉・社会教育を増進させ、児童、青少年の健全育成を図り、また国際相互理解を促進させることを目的とする。』

[会員意見5] 法人に資金がないなら、なぜMLで寄付や正会員費納入促進を行わないのですか。「100円から寄付受け付けます」「口座はここです」とメールをすればいいだけなのではないのでしょうか。それだけのメールも出せないで、資金繰りのために代表が仕事を増やすのは御門違いです。なぜ現状を会員MLに流さないのでしょうか。代表は会を自分のものどこかで思っているのでしょうか。仕事で時間なくて会の仕事ができないなら、前代表と同じです。冷静に考えてください。

回答) 現体制に移行した後も、法人管理運営上の不備や問題が次々と発覚しておりました。一時は法人の存続自体が危うい状況にも陥っており、危機的とわかっていながら金銭的なご支援をお願いすることは適切でないと考えました。寄付などのご依頼は、しっかりと報告義務を果たせる見込みが立ってから行いたいと考えております。

新たな仕事について言及したのは、ご意見に対して3日以内に回答するようお願いいただいたため、今後はもう少し猶予を設けていただきたいと考えましたためです。金銭的資源が尽きている法人を支えるにはお金が必要でした。あくまで法人維持を目的とした行為であり、法人を私物化する意図は一切ございません。仕事を増やしたことによって削られた多くは代表個人の睡眠時間です。法人管理のための時間が微減したことは認めざるを得ませんが、法人維持のためにやむを得ないことと考えます。

[会員意見6] 法人名と同時にロゴを募集すること、おかしいと思います。名前に基づいたイメージでロゴが決まるのではないのでしょうか。

回答) 理事会で審議し、名前に基づいたものとするかそうではないかは、応募者に委ねる形としました。また、法人名とロゴをセットにした応募にも対応しようとの意図から、募集開始を同時としました。法人名に基づいたロゴもご応募いただけるよう、ロゴについては法人名候補が決定した後も一定期間ご応募いただけるように募集期間を設定しております。

[会員意見7] ドメインを変更した頃に疾患/障害名が変わるかもしれないのに、なぜ今ドメインを変えるのでしょうか。名称変更には対応しないのですか。対応しないなら、ドメイン変更するメリットはないのではないのでしょうか。ドメインを変えれば、リンク貼ってもらっているあらゆるサイトのリンクが切れてしまいます。そういうことも考慮されているのでしょうか。

回答) 理事会として前代表に gid.jp のドメインについて引き継ぎたい旨をメールにて表明しましたが、gid.jp のドメインは法人のものではない、前代表が個人的に所有しているものを法人に貸している状態であったが、必要金額を支払うなれば法人に譲ってもよいという主旨のご連絡をいただきました。

一般的にドメイン移管手続きに費用は発生しないと認識しておりましたので、その旨が記載されている公式ホームページ(ムームドメイン)のURLを記載した上で、このように手続きしていただけないかと打診いたしましたが、ご対応いただくことはできませんでした。そのため、法人が所有するドメインが事実上ないこととなり、また法人の意思決定が及ばないところで gid.jp のドメイン利用が叶わなくなる状況も危惧される事態となりました。そこで、法人として正式に所有し、ある特定の個人の意思によって使用可否が左右されることのないドメインを早急に確保する必要があるという理事会判断に基づき、新た

なドメイン取得を行いました。リンク切れのリスクについても理事会で審議しましたが、それでもなお、個人が手出しできない法人所有のドメインを取得することが望ましいとの結論に至りました。現在、取得した新たなドメインを使って、ホームページ改修やメールアドレス交付などの手続き・準備を進めています。

〔会員意見8〕西野代表はあと1年半で辞任するようなことを言っていました。その割にここまで変える理由、ここまで大きいことを決める際に会員に全く聞かない理由は何ですか。運営陣はいったい主体をどこに置いているのだろうかという疑問に終始します。

回答)最新の役員選挙結果にもとづいた任期を申し上げたに過ぎません。様々に行っている改革や変更は、存続の危機に曝されている法人を立て直すためのものです。法人維持のために行っているこれら改革の評価は、次の役員選挙における当落、あるいは解任請求によってお示しいただけるものと考えております。また、改革の内容は、すべて理事会での審議と承認決議を経ており、代表はその決議に基づいて業務の執行を遂行しています。

理事会は、会員総会で会員による直接選挙で選ばれた法人の運営を任された理事らによって構成される、法人の意思決定機関です。なお、代表の解任は理事会決議事項、理事の解任は会員総会決議事項となっています。

次回理事会の開催日時

平成29年12月理事会は、平成29年12月26日（金）午後8時より行う。

上記の決議等の内容を明確にするため、この議事録を作成し、出席理事及び出席監事の全員がこれに記名捺印する。

平成29年11月28日

一般社団法人 g i d . j p 日本性同一性障害と共に生きる人々の会理事会

議長 代表 **西野 明樹**

副代表 **倉嶋麻理奈**

理事 **上田 直志**

同 **小林 理跳**

同 **米田 未那**

監事 **伊藤 タカ**

以下余白